ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

# ASIA & EMERGING COUNTRIES LEGAL UPDATE

2022年11月

弁護士 西山 洋祐/ 弁護士 安西 明毅/ 弁護士 木曽 誠大

#### Contents

- I. 【メキシコ】日墨経済連携協定に基づく投資仲裁
- Ⅱ.【タイ】長期居住者ビザの保有者に対して居住目的での土地の購入を一定の条件下で認める内務省令案の撤回

#### I. 【メキシコ】日墨経済連携協定に基づく投資仲裁

#### 1. はじめに

投資リスクには様々なものがあるが、海外への投資の文脈では、投資先の国の政策の劇的な変更や政府による財産収用等も投資リスクの一つである。このような懸念は日本企業によるメキシコ進出においても例外ではなく、今後のメキシコの政策がどのようになっていくのかについて相談されたこともある。一国の政策決定について外国投資家や弁護士が影響力を及ぼすことは難しいが、上記のような投資リスクに対処する方策がないわけでもない。投資協定や経済連携協定(EPA)と呼ばれる国際的な投資活動を促すための条約が多くの国家間で締結され、これらの協定の多くが投資家による投資先の国を相手方とする仲裁申立てを認めている。日本とメキシコの間においても経済連携協定が締結されており、1一方の国の投資家による投資先の国を相手方とする仲裁申立てが認められている2。

本稿ではメキシコとの間の投資協定または経済連携協定に基づく仲裁(いわゆる「投資仲裁」)について簡潔に説明する。

<sup>1「</sup>経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」

<sup>2「</sup>経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」の 76条1項

#### 2. 類似の制度について

投資仲裁は国際仲裁の一種である。他の国際仲裁類型である国際商事仲裁と区別する必要がある<sup>3</sup>。上記のとおり、投資仲裁は一方の国の投資家が他方の国を相手とする仲裁であるのに対し、国際商事仲裁は私人間(主に企業間)の仲裁である。

また、日本企業のメキシコ進出の態様として、米国子会社の子会社としてメキシコ法人を設立している例が少なくない。この場合、日本企業はメキシコ法人を「間接に所有し又は支配」しているため、日本とメキシコとの間の経済連携協定に基づく投資仲裁を利用しうる $^4$ が、米国子会社が米国、メキシコおよびカナダとの間の貿易協定である米国・メキシコ・カナダ協定(United States Mexico Canada Agreement(通称「USMCA」))に基づき仲裁申立てをする余地もある $^5$ 。日本企業の米国子会社とメキシコとの間の米国・メキシコ・カナダ協定に基づく投資仲裁については別稿にて解説する。

#### 3. 投資仲裁の利用が検討される場面

投資仲裁の利点の一つとして、政策の劇的な変更やメキシコ政府による財産収用等がもたらす損害の賠償を日本の投資家(メキシコ進出をした日本企業等)がメキシコ政府に対して求めることができるという点がある。もっとも、多くの場面で投資仲裁の活用が期待できるわけではない。投資仲裁は長期化することもあり、また費用もかかるためである。具体的には、手続終了までに 4 年以上を要することも多く、また数億円規模の費用を要する<sup>6</sup>。したがって、長期のオペレーションを予定して多額の出資をしたような場合において、政策の劇的な変更等により甚大な損害を被った場合などに投資仲裁の利用が検討される。

実際に、積極的に投資仲裁の活用がなされている産業は石油、ガス、電力のようなエネルギー産業や、建設産業、情報通信産業、金融産業、交通・運輸産業などであり、いずれも長期のオペレーションを予定して多額の出資をすることが多い産業である<sup>7</sup>。例えば、ある国でのエネルギーの固定価格買取制度の存続を前提に大規模な投資をしていたところ、後に制度が大きく変更された場合などには投資仲裁が利用される<sup>8</sup>。

#### 4. 投資仲裁を理解することの意義

投資仲裁について理解することの利点は事後に損害の賠償を求められるという点だけではない。投資の段階で将来の投資仲裁を想定した現地法規制の調査やメキシコ政府との交渉・協議が可能となる。また、実際に法制度の大きな変更の可能性が生じた場合に直接、場合によっては日本政府を通じて投資仲裁を交渉材料としてメキシコ政府と協議する余地もある。さらに、実際に問題が生じた場合においても、投資仲裁に先立ちメキシコ政府と交渉・協議することができる(仲裁に先立ち協議または交渉により解決することを要求する投資

<sup>3</sup> メキシコ法人等を相手方とする国際商事仲裁の解説記事として「メキシコの仲裁法および仲裁実務」を参照

<sup>4「</sup>経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」の 76 条 1 項(b)

<sup>5</sup> 投資仲裁についての解説ではないが、米国・メキシコ・カナダ協定について解説した記事として「【メキシコ】輸出入規制と米国・ メキシコ・カナダ協定の概要」を参照。また、米国・メキシコ・カナダ協定の全文(英語版)についてはアメリカ合衆国通商代表部 (Office of the United States Trade Representative (通称「USTR」)のウェブサイトにて閲覧可能である。

<sup>6</sup> Matthew Hodgson, Yarik Kryvoi, Daniel Hrcka, <u>2021 Empirical Study: Costs, Damages and Duration in Investor-State</u>
Arbitration の 4 頁および 5 頁

<sup>7</sup> The World Bank Group, Spotlight on the ICSID Caseload Statistics

<sup>8</sup> Isabella Reynoso, Spain's Renewable Energy Saga: Lessons for international investment law and sustainable development

協定は少なくなく、日本とメキシコとの間の経済連携協定もこのような仲裁に先立つ協議または交渉による解決の努力を要求している $^9$ 。)。

#### 5. メキシコを被申立国とする投資仲裁

日本の投資家が日本とメキシコとの間の経済連携協定に基づきメキシコ政府を相手に投資仲裁を申し立てた事案は本稿執筆時点において知る限り存在しない $^{10}$ 。もっとも、全世界の投資家との関係では、メキシコ政府を被申立国とする投資仲裁の件数は少なくなく、これらの概要は<u>国際連合貿易開発会議のウェブサイト</u>で確認可能である。投資家側がメキシコ政府を相手に勝利したケースも少なくなく、例えば、廃棄物の埋立・処理事業を営む企業の操業を防止する目的での政府介入が争われた Metalclad v. Mexico、Azinian v. Mexico および Tecmed v. Mexico、政府による不合理な税法の適用が争われた Feldman v. Mexico、Corn Products v. Mexico および ADM v. Mexico ならびにコンセッション契約の一方的破棄が争われた Talsud v. Mexico および Gemplus v. Mexico 等では投資家側が勝利している。

### II. 【タイ】長期居住者ビザの保有者に対して居住目的での土地の購入を一定の 条件下で認める内務省令案の撤回

#### 1. はじめに

ASIA & EMERGING COUNTRIES LEGAL UPDATE(2022 年 10 月号)においてお伝えしたとおり、タイ投資委員会(the Board of Investment)は、2022 年 6 月 30 日、海外からの富裕層および投資家の誘致を目的に、長期居住者ビザ(Long-term Resident Visa)(以下「LTR ビザ」という。)の資格、基準および条件に関する告示(No. Por. 2/2565)を行った。

LTR ビザは、(1)富裕層、(2)50歳以上の裕福な年金受給者、(3)海外の有力企業で働くリモートワーカー、(4)タイ国内の一定企業、高等教育機関、研究機関、特定分野訓練機関または政府機関に勤務する対象業種の専門家の4つのカテゴリーに分けてそれぞれ取得要件が規定されており、LTR ビザの保有者は主に以下の特典を享受することができるとされていた。

- ·LTRビザの有効期間中(有効期間 5 年で最長 5 年延長可能)は再入国許可の取得が不要
- ・タイの国際空港においてファストトラックが利用可能
- ・通常 90 日ごとに義務付けられる居住地の届出(いわゆる 90 日レポート)の期間が 1 年ごとに延長
- ・外国籍労働者 1 名を雇用するにあたってのタイ国籍労働者 4 名の雇用義務の免除
- ・ワンストップサービスセンターを利用可能

さらに、タイ内閣は、LTR ビザの要件を満たす長期居住者のうち、タイにおいて 4,000 万バーツ以上を投資する者を対象に、一定の条件の下で 1 ライ(約 0.16 ヘクタール)までの居住目的での土地の保有を認める旨の内務省令案(以下「本内務省令案」という。)を承認していた。

しかしながら、2022年11月8日、タイ内閣は、本内務省令案を撤回するに至った。

<sup>9「</sup>経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」の 77 条

<sup>10</sup> 国際連合貿易開発会議のウェブサイト上のリストにも日本の投資家を申立人とするケースの記載はない。

#### 2. 本内務省令案の撤回に至った理由等

従前、タイにおいては自然人については原則としてタイ国籍保有者にのみ土地の所有が認められてきたところ、本内務省令案は、LTR ビザの要件に加えてタイ国内で 4,000 万バーツ以上の投資を行う者という厳しい限定を付してはいるものの、タイ国籍を有しない者に対して土地所有の門戸を開いた点でタイ社会に対して大きな影響が及ぶことが想定されていた省令案であった。

しかしながら、本内務省令案が公表されると、海外から富裕層および投資家を誘致するという目的でタイ国籍を有しない者に対して土地の所有を認めることについて、タイ国内から「政府が国を売り渡す」などと多くの批判の声が上がっていた。

本内務省令案が撤回された理由について、アヌポン・パオチンダ内務大臣は、タイ国籍を有しない者に対し 土地所有を認めるか否かはセンシティブな問題であり、再検討を要するためと説明している。

#### 3. 結語

アヌポン・パオチンダ内務大臣は、本内務省令案の撤回がタイ国内からの反対の声によるものかについて明言を避けたが、上記のとおり、一定の条件付きとはいえ、タイ国籍を有しない者に対し、タイ国内の土地の所有を認めることにつき、タイ国内から少なからぬ批判があったことは重要な背景として位置づけられる。

本内務省令案の撤回を受けて、内務省は本内務省令案がタイ経済と社会にもたらすメリットおよびデメリットを再検討することとなったが、再検討の結果、同一または類似の法令案が内閣に再提出されるかの見通しについては未だ不透明なままである。

【論文】

※ 西山 洋祐弁護士が以下の論文を執筆いたしました。

「メキシコのデータ保護法の解説 第 2 回 メキシコのデータ保護法上のデータの移転に関する規制および安全管理措置等」
掲載誌: Business Lawyers (ウェブサイト)(発行年月日: 2022 年 11 月)

出版社:弁護士ドットコム株式会社

- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
- 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。

弁護士 花水 康 (ko.hanamizu@amt-law.com)

弁護士 福家 靖成 (yasunari.fuke@amt-law.com)

弁護士 安西 明毅 (akitaka.anzai@amt-law.com)

弁護士 池田 孝宏 (takahiro.ikeda@amt-law.com)

- ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、<u>お問い合わせ</u>にてお手続き下さいますようお願いいたします。
- ニュースレターのバックナンバーは、<u>こちら</u>にてご覧いただけます。

## アンダーソン·毛利·友常 法律事務所

www.amt-law.com